

定款変更届出の流れ

- ①事務所所在地の変更 ②役員定数 ③資産に関する事項 ④会計に関する事項
⑤事業年度 ⑥解散に関する事項 ⑦公告に関する事項 を変更する場合

総会

それぞれの法人の定款で議決の割合が決められています。通常は社員総数の2分の1以上の出席が必要で、その出席した正会員の4分の3以上の議決が必要です。



1 住所変更以外の場合

2 住所変更の場合

沖縄県 (所轄庁)

法務局



完了!

沖縄県 (所轄庁) への提出書類

1. 定款変更届出書 (1部)
2. 総会議事録の写し (1部)
3. 変更後の定款 (2部)



※登記事項を変更後、沖縄県へ変更届け出をします。

沖縄県 (所轄庁) への提出書類

沖縄県

完了!

1. 定款変更届出書(1部)
2. 総会議事録の写し(1部)
3. 登記事項証明書 (1部)
4. 登記事項証明書の写し (1部)
5. 変更後の定款 (2部)